

平成24年度 第2回 珠洲市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所		平成24年12月3日（月）午前10時～11時45分 庁舎3階会議室	
出席委員		小泊 辰男（監査委員） 出席 櫻井 信義（公平委員） 出席 委員長 吉田 俊夫（監査委員） 出席 （敬称略 五十音順）	
次第		1 開 会 2 挨 拶 3 議 事 （1）珠洲市入札契約制度について （2）審議対象工事の抽出結果の報告 （3）審議対象工事の審議 （4）その他 4 閉 会	
審議対象期間		平成24年4月1日～平成24年9月30日	
抽出件数		5件	
建設 工事等	一般競争入札	1件	・宝立浄水場 浄水池更新工事（その2）
	指名競争入札	3件	・公共下水道事業 汚水枝線管渠布設工事（宝立2工区） ・珠洲市総合病院 空調設備等更新工事（その1） ・漁村再生事業 寺家漁港防波堤改良工事
	随意契約	1件	・珠洲市立緑丘中学校 屋内運動場 耐震補強・大規模改造工事に伴う監理業務
委員からの質問及び それに対する回答等		別紙1の通り	
委員会による意見の 具申内容		具申なし	

別紙 1

質問・意見	回答
・珠州市入札契約制度について ・一般競争、指名競争又は随意契約において、事前審査である入札参加資格申請を提出していない業者（指名願い未提出者）は参加できるのか？ ・随意契約について、緊急の場合できるという条項があるが、濫用していないか？ ・指名基準で、土木以外のB等級はなくなったということか？ ・指名の苦情はないか？	・原則参加できないこととしている。 ・災害応急復旧、又は水道管破裂による漏水復旧などに適用している。 ・土木以外の業種については、市内では業者数が少なく、また発注件数も少ないため、B等級業者の対象工事をA・B等級対象とする基準に改正した。B等級という格付けは存在する。 ・正式な書面をもつての苦情申し立てはない。書面に出てきた場合、まずは、管財係で書面により回答することになる。この回答に不服がある場合は、この委員会で審議していただくことになる。
・宝立浄水場 浄水池更新工事(その2) 【一般競争入札】 ・1者のみの参加であったが、実際に資格を有している者はどれだけいるのか？ ・市内業者は対象とならないのか？ ・条件の設定理由は？	・入札の参加条件を満たす資格を有している者は24者いる。 ・水道施設の特殊な専門工事であるため、市内には専門業者はいない。 ・一般競争で誰でも参加できることになるが、できるだけ不良不適格業者を排除するため、総合点数については最上位等級のA等級

・公募はどのように行っているのか？ ・一般競争と指名競争の全案件の落札率を見ると一般競争の方が高い。一般競争の方が、競争性が働いていないのではないかな？ ・JVでの発注基準は？ ・公共下水道事業 汚水枝線管渠布設工事 (宝立2工区)【指名競争入札】 ・1工区を落札した者は2工区を落札できないという入札条件であるが、考え方を説明してほしい。 ・3工区以上もあった場合は？ ・珠洲市総合病院 空調設備等更新工事【指名競争入札】 ・年間平均完成工事高が予定価格より低い業者もいるが、能力はあるのか？	の点数以上、年間平均完成工事高については、今回工事を十分に担当できる能力を確保するため、設計額の2倍としている。実績については、今回工事と類似したものを設定した。 ・ホームページ及び新聞を利用して公募している。 ・一般競争の件数が少ないため、1件でも高い落札率があれば、全体で高くなる。落札率が低く競争性の高い案件もあり、一概に言えない。 ・土木及び建築工事については、1億5千万円以上、その他については、1億円以上となっている。 ・近接工事で工区割りしている案件については、工事分担による工期短縮のため、受注業者が重複しないように発注している。通知文書の中で、1つを落札した者は、他の入札に参加できないと明記している。 ・原則これを適用する。ただし、同時発注で工程が重なる案件に適用しており、発注時期が異なる案件については適用していない。 ・規模及び技術的難易度も高くないので、年間平均完成工事高は予定価格よりも低いがある程度の実績を有しているため、能力はあ
---	---

・管工事では、夜間や休日の水道管の漏水当番を行っている者を指名しているのではなかったか？ ・漁村再生事業 寺家漁港防波堤改良工事【指名競争入札】 ・海上工事がメインということで、作業船又は傭船契約を締結している者を指名したということであるが、市内ではこの6者のみか？ ・くじ引きのやり方は？ ・他の入札結果を見ると、最低価格と同額が5者となったものがある。最低価格は公表されているのか？ ・珠洲市立緑丘中学校 屋内運動場 耐震補強・大規模改造工事に伴う監理業務【随意契約】 ・市内業者は対象とならないのか？ ・今までも随意契約であったか？資格を有していれば、誰でも監理できるのではないか？	ると判断した。 ・水道管の工事の入札については、ある程度考慮している。空調や宅内設備の管工事については適用していない。 ・この6者のみである。 ・くじ棒を使っている。引く順番を決める予備抽選を経て本抽選を行って決定している。 ・価格の事前公表はしていないが、算式は公表している。 ・技術的判断の一貫性と責任の所在を明確にするため、設計内容を熟知している設計業者と随意契約を行った。設計の入札については、特殊建築物で耐震関係もあり、技術的難度が高いことから、実績の多い市外業者を指名している。 ・指名競争入札のものもあったが、本来は、設計者が一番理解しているものである。設計者でしか分からない部分も多々あるため、随意契約に見直した。
--	--

・過去に設計と監理が違う案件はあったか？ ・他自治体はどうか？ ・設計と監理を一体として発注すべきではないか？ ・その他 次回において、第6条の抽出委員は、櫻井委員に決定する。	・1件あったが、現場は混雑した。設計図書では全てを表現することは難しい。施工の段階で決めなければならないことが多く、また、現場との相違は必ず生じてくるため、一貫した技術的判断と責任が必要である。 ・入札方法見直しの検討段階で、他自治体を調査した結果、ほとんどの自治体が随意契約であった。 ・会計年度を跨ぐこともあり、自治法上あまりよろしくない。
---	--